

介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域で暮らしていけるように、総合事業でみなさんをサポートします。

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業といいます)とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその方の状態に合わせた様々なサービスなどを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取り組みを行っています。松原市では運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり、認知症、うつ予防と支援を目的とした教室をご利用できます。

※自分で通える人が対象です。



転倒予防教室

転倒しないために必要な運動や知識を身に付け、運動機能の向上を図ります。

レッツ筋力トレーニング教室

簡単な道具や自分の体の重さで行うトレーニングによって、運動機能の向上を図ります。

こころと体のはつらつ教室

軽い体操に加え、脳力トレーニングや音楽療法を行い、頭とからだの若返りを目指します。

詳細は広報まつばらでお知らせします。



介護予防・生活支援サービス事業

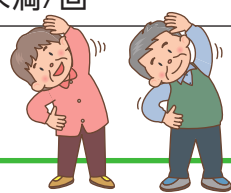
要介護認定で要支援に認定された方および基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」などを受けることができます。

訪問型サービス		要支援 1・2	事業 対象者
	国の基準による訪問型サービス	市の緩和した基準による訪問型サービス	
提供する人	・事業所の訪問介護員	・事業所の登録会員 ・シルバー人材センターの登録会員	
内容	生活援助 ・掃除や整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・食事の下ごしらえや調理 ・薬の受け取り ・その他日常的な生活支援 など 身体介護 ・入浴の介助(見守り) ・着替えの介助 ・服薬確認 など	生活援助 ・掃除や整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・食事の下ごしらえや調理 ・薬の受け取り ・その他日常的な生活支援 など	
提供時間	45分程度/回(シルバー人材センターは60分程度/回)		
費用のめやす (1割負担の場合)	月毎の定額の利用料 週1回 1,431円/月 週2回 2,858円/月 週3回 4,535円/月	利用回数に応じた利用料 週2回まで 242円/回 (シルバー人材センターは200円/回)	

※自分で行うことが難しい生活上の支援を受けられます。
 ※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることは対象になりません。



通所型サービス		要支援 1・2	事業 対象者
	国の基準による通所型サービス	市の緩和した基準による通所型サービス	
提供する人	・指定事業所(現行相当)	・指定事業所(新しい基準)	
内容	・バイタルサインのチェック(健康管理) ・レクリエーション ・入浴 ・食事、水分補給 など	・運動(生活機能の維持、向上)	
提供時間	平均3時間以上9時間未満/回	平均3時間以上/回	
費用のめやす (1割負担の場合)	月毎の定額の利用料 週1回 1,851円/月 週2回 3,794円/月	利用回数に応じた利用料 週2回まで 337円/回(送迎なし) 381円/回(送迎あり)	



市区町村により、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業の内容は異なります。

しくみ

保険料

申請

利用

地域支援事業

費用